

令和4年第1回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年1月26日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議題

- (1) 令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (2) 令和4年度教職員定期人事異動について
- (3) 議案に対する意見について

2 報告

- (1) 令和3年第5回市議会定例会について
- (2) 令和4年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について
- (3) 鳥居松小学校リニューアル工事実施設計の概要について
- (4) 中学校の新しい制服デザイン案について
- (5) 郷土館のあり方について
- (6) 県指定文化財の指定について

議題 1 令和 4 年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和 4 年度全国学力・学習状況調査については、令和 4 年 4 月 19 日(火)に全小中学校において実施するもの。



3 文 科 教 第 9 5 4 号

令 和 3 年 1 2 月 2 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第12条第1項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

義 本 博 司

令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、令和3年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて理科を実施すること
- ・児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

ついでに、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

議題2 令和4年度教職員定期人事異動について

令和4年度教職員定期人事異動を実施するもの。

議題 3 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

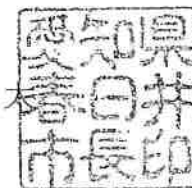


4 春総 第80006号

令和4年1月24日

春日井市教育委員会 様

春日井市長 伊 藤



議案に対する意見について

令和4年第2回春日井市議会定例会に次の議案の提出を予定しているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

- 1 令和3年度春日井市一般会計補正予算（第11号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）
- 2 令和4年度春日井市一般会計予算（教育に関する事務に係る部分に限る。）

連絡先 総務部総務課 行政担当 下方、濱本、長山

電話(0568)85-6068

令和3年度春日井市一般会計補正予算について

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
10 教育費 2,714,551	1 小学校教材等整備 教員用タブレット端末整備 2 小学校校舎等小工事 (1) 鳥居松小学校校舎等リニューアル工事 301,800 (2) 不二小学校校舎外壁改修等工事 60,000 3 中学校教材等整備 教員用タブレット端末整備 4 中学校校舎等小工事 南城中学校校舎外壁改修等工事 5 東部調理場新調理棟整備	8,446 361,800 10,105 80,000 2,254,200
	【継続費の追加】 1 鳥居松小学校校舎等リニューアル工事 総額 1,791,000 令和3年度年割額 301,800 令和4年度年割額 60,400 令和5年度年割額 433,600 令和6年度年割額 995,200 【継続費の変更】 1 東部調理場新調理棟整備 令和3年度年割額 18,700 → 2,272,900 令和4年度年割額 2,571,900 → 317,700	

款	内 容 等	金 額
	【繰越明許費の設定】 1 小学校教員用タブレット端末整備 2 不二小学校校舎外壁改修等工事 3 中学校教員用タブレット端末整備 4 南城中学校校舎外壁改修等工事	8,446 60,000 10,105 80,000

令和4年度教育委員会予算について

教育費の歳出予算内訳

区分	令和4年度				令和3年度
	予算額	構成比	対前年度比	比較増減	予算額
教育費	千円 9,688,585	% 100.00	% 102.56	千円 242,009	千円 9,446,576
1 教育総務費	1,344,073	13.87	103.71	48,133	1,295,940
2 小学校費	2,301,359	23.75	94.96	△ 122,019	2,423,378
3 中学校費	1,112,153	11.48	88.19	△ 148,933	1,261,086
4 社会教育費	1,729,122	17.85	101.40	23,955	1,705,167
5 学校給食費	3,201,878	33.05	115.97	440,873	2,761,005

※ 社会教育費は、道風記念館費、社会体育費及び社会体育施設費を除く。

令和4年度教育委員会予算における主要事業

1 教育総務費

(千円)

事業名等	予算額	事業名等	予算額
私立高等学校授業料補助	7,139	中学校進路指導	2,792
野外教育推進	7,790	総合学習推進	3,035
小学生交流学习	5,006	キャリア教育推進	541
中小学校文化連盟事業支援	3,172	書道科	8,604
中学高校吹奏楽ジョイントコンサート	1,435	創意と活力のある学校づくり	5,000
中小学校体育連盟事業支援	8,200	保護者と学校のかけはし	2,088
小中学校指導書購入等	112,725	特別支援教育支援	352
教育研究所	6,470	小中学校保健	38,368
語学指導	71,809	放課後なかよし教室	12,191
部活動指導	3,082	土曜チャレンジ・アップ教室	800
学校生活支援	61,781	学校と地域の連携推進	2,965
教職員研修	11,445		

2 小学校費

3 中学校費

事業名等	予算額	事業名等	予算額
学校管理費	771,951	学校管理費	363,293
教材等整備	666,402	教材等整備	306,990
就学援助	151,040	就学援助	137,047
特別支援教育就学奨励	10,412	特別支援教育就学奨励	7,151
校舎等小工事	423,800	卒業記念品	1,200
校舎等借上	69,353	校舎等小工事	194,000
芝生化事業	5,567	校舎等借上	18,003
校舎等リニューアル事業	119,030	校舎等リニューアル事業	29,000

4 社会教育費

事業名等	予算額	事業名等	予算額
生涯学習推進計画改定	2,420	内津文化財祭	825
ふれあい教育セミナー	5,240	文化財保護	773
成人式	5,044	「郷土誌かすがい」発行	289
生涯学習情報発信事業	3,918	民俗考古調査	2,694
かすがい熟年大学	1,862	ハニワまつり	5,135
大学連携講座	643	指定文化財・郷土芸能保存	3,290
講師発掘・登用事業	128	埋蔵文化財調査	4,536
施設予約システム	3,583	文化財継承	582
出前公民館講座	202	図書購入	40,000
青年の家講座	634	読書啓発	3,344
公民館講座	6,335	障がい者図書サービス	688
少年自然の家事業	2,871	道風記念館事業	8,719
都市緑化植物園事業	3,871		

5 学校給食費

事業名等	予算額
東部調理場整備	427,261
食育推進給食会	2,278,829

報告 1 令和3年第5回市議会定例会について

令和3年第5回市議会定例会について

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 中学校での服装に関する規定について	(1) 中学校での制服、靴、体操服等、学校指定用品について、指定の理由について問う。	(1) 中学校での学校指定用品については、制服や靴などを統一することで、様々な家庭環境で生活する多感な時期の生徒たちが、落ち着いた学校生活を送れるようになる判断し、指定している。
	(2) 指定用品以外のもので、色等を規定しているものについて、現状（種類）と規定の理由について問う。	(2) 各学校で多少の違いはあるが、主なものとしては、靴、靴下、ベルト、髪ゴム、ヘアピン、防寒具、タイツがあり、白や黒、紺、茶などの色を目安として指定している。その理由として、華美な色の用品を身に付けることによる他の生徒へ与える影響を考慮したうえで、落ち着いた学校の雰囲気づくりに必要であると判断したためである。
	(3) 指定用品及び指定用品以外のものを自由化する考えがないかについて問う。	(3) 今すぐに自由化する考えはないが、生徒や保護者の意見や、社会の変化などを踏まえたうえで、見直しを検討していく。

報告2 令和4年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第4回	4月14日	木	午後1時30分～
第5回	5月18日	水	午後1時30分～
第6回	6月15日	水	午後1時30分～
第7回	7月13日	水	午後1時30分～
第8回	8月10日	水	午後1時30分～
第9回	9月14日	水	午後1時30分～
第10回	10月12日	水	午後1時30分～
第11回	11月16日	水	午後1時30分～
第12回	12月14日	水	午後1時30分～

報告3 鳥居松小学校リニューアル工事実施設計の概要について

鳥居松小学校リニューアル工事実施設計の概要について

1 施設概要

[令和4年3月末時点]

	構 造	階数	面 積	建築年度	経過年数
北館	鉄筋コンクリート造	4	3,552 m ²	昭和46年度	50年
南館	鉄筋コンクリート造	3	1,508 m ²	昭和42年度	54年
体育館	鉄骨造	1	761 m ²	昭和47年度	49年

2 リニューアル工事の内容

(1) 大規模改修

床材や天井材を撤去し、劣化した設備等（内装、建具、空調配管、電気配線、給排水管等）を新築レベルまで回復させる改修を実施し、目標使用年数の鉄筋コンクリート造90年、鉄骨造80年にわたり長期使用する。

(2) 定期修繕

外壁及び屋上防水の改修、LED照明への取替及び防火シャッター、受変電設備、空調機、受水槽等の機器を更新する。

(3) 付属棟改修

屋外便所、プール更衣室、機械室、体育器具庫の外壁及び屋上防水の改修を実施する。また、屋外便所は車椅子も使用できるようトイレの改修を行う。

(4) バリアフリー及び外構改修

障がいのある児童等が安全かつ円滑に学校施設を利用でき、かつ、避難所としての機能も踏まえバリアフリーに対応した改修を実施する。

ア バリアフリー改修

(ア) 段差解消

校門や駐車場から校舎・体育館までの敷地内通路の改修を行い、昇降口や体育館の出入口等は、スロープを設置し段差解消を行う。

(イ) エレベーター設置

上下階の移動を円滑に行うためエレベーター棟を新設し、合わせて配膳室棟を増築する。また、エレベーターは、車椅子が利用できる仕様とするとともに、給食配膳に使用できる乗用エレベーターとする。

(ウ) トイレ改修

男子女子トイレを改修し、車椅子使用者用トイレを増設する。また、トイレの乾式化を行う。

イ 外構改修

(ア) 駐車場整備

駐車スペースの確保及びアスファルト舗装を行い、利用しやすい駐車場を整備する。

(イ) 防災広場整備

災害時に防災活動や避難所支援を行う場所として、駐車場と一体的にオープンスペースとして利活用できる防災広場を体育館周辺に整備する。

(ウ) 給排水管等の改修

学校敷地内にある屋外の給排水管等を改修する。

(5) 省エネルギー対策

サッシを改修し、断熱性の高い窓ガラスに取替えることで校舎の空調負荷を抑え、省エネルギー化を図る。

(6) 暑さ対策

理科室等の特別教室及び相談室等に空調機を設置し、良好な教育環境整備の促進を図る。

(7) オープンスペースの設置

災害時に、校舎避難スペースとしても活用できるオープンスペースを新設する。

3 工事期間 令和4年7月 ～ 令和7年2月

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7 10 R5.2	7 10 R6.2	7 10 R7.2
体育館	→		
校舎（南館）	→	→	
校舎（北館）		→	→
エレベーター棟等		→	
外構改修等	→	→	→

4 普通教室等の大規模改修工程

学校運営への影響を最小限とするよう、原則、普通教室は夏休み期間に改修を実施し、特別教室等は夏休み期間及び2学期の平日時間外や土曜日、日曜日及び祝日に改修を実施する。

(1) 普通教室の工程例（夏休み期間の約40日間）

ア 内装材等撤去（5日間）

内装材（天井・壁・床）、建具、空調配管、電気配線、給排水管等の撤去

イ 下地づくり（20日間）

建具、空調配管、電気配線、給排水管等の新設

ウ 仕上げ（15日間）

内装材（天井・壁・床）等の新設

(2) 特別教室等の工程例（夏休みから約5か月間）

ア 内装材等撤去（夏休み期間に実施）

イ 下地づくり

ウ 仕上げ

※工程内容は(1)のア、イ、ウに準ずる。

報告 4 中学校の新しい制服デザイン案について

中学校の新しい制服デザイン画が、令和3年12月にサポートメーカー3社から各3パターン提出され、児童生徒の意見を反映させるためアンケートを実施しました。その結果、上位5パターンを決定しました。

中学校の新しい制服について

1 現在の状況

令和3年12月に、サポートメーカー3社より、新しい制服のデザイン画、計9点の提案を受け、児童生徒にWEBアンケートを実施しました。その結果、別紙の上位5点を選定し、試作品製作をサポートメーカーに依頼しました。

2 今後のスケジュール

	令和4年					令和5年
	1月	2月	3月	4月	5月	4月
試作品製作						
定例教育委員会に試作品を提示 ・最終デザイン決定方法を議決		◎				
試作品の巡回展示・投票						
新しい制服のデザイン決定			◎			
新しい制服の仕様書作成						
新しい制服の仕様書公開					◎	
新しい制服を導入						

報告 5 郷土館のあり方について

郷土館のあり方について

1 郷土館について

(1) 郷土館の歴史

- ・郷土館は、下街道沿いにあり、明治13年に明治天皇が京都御巡幸の際に休憩された建物である。
- ・下街道は、江戸時代に名古屋城下と中山道を結ぶ道として栄え、内津・坂下・勝川に宿がつくられるなど、現在の春日井の形成に重要な意味をもつ街道である。
- ・昭和33年に「明治天皇下原新田御小休所旧跡」として、市の文化財（史跡）に指定されている。
- ・昭和48年に市制30周年を記念して春日井市立郷土館として開館した。

(2) 郷土館の現状

- ・耐震基準を満たしていないため平成24年より屋外から室内を見る見学方法としている。
- ・見学者は、令和2年17人・令和元年44人・平成30年61人である。

2 郷土館のあり方の検討

公共施設個別施設計画において郷土館のあり方について検討することとしている。令和3年に建物調査や地元及び郷土史家の意見を聴取し、郷土館のあり方について文化財保護審議会に諮った。

(1) 建築家建物調査の結果

江戸時代末期に建てられた町家建築であるが、建築当初から改造されおり建物の質も高いものと言えない。

(2) 地元及び郷土史家等の意見

春日井の歴史にとって重要な下街道沿いの施設であり、この場所に関する歴史を伝える何かを残して欲しい。

(3) 文化財保護審議会の審議

令和3年度1月14日の審議会で、文化財的価値の高くない郷土館を解体することはやむを得ないが、下街道の歴史を伝える場所として利用を検討することが適当とされた。

3 今後の方向性

- ・地元、郷土史家及び文化財保護審議会の意見を踏まえ、郷土館の建物は解体する。
- ・郷土館の跡地は、下街道の歴史を伝える場所として、利用の検討を進める。

報告6 県指定文化財の指定について

